

荊田町立小学校及び中学校施設を使用する際の注意事項

- 1 使用許可を受けた登録団体及び目的外には使用しないこと
- 2 使用時間を厳守すること。使用後は施設全体の施設確認し、すみやかに学校から退出すること。
- 3 使用の準備及び片付けは使用時間内に使用者が責任をもって行うこと。
- 4 許可を受けた使用施設以外には立ち入らないこと。
- 5 施設備品を使用した場合は、必ず現状復帰すること。
- 6 健康増進法に基づき、学校敷地内で喫煙しないこと。(施設内ではなく敷地内、また校門前での喫煙も禁止)。
- 7 ごみ等は持ち帰ること。
- 8 使用者の事故防止に努めること。事故の責任は、施設・設備等に管理上の欠陥がある場合を除き、使用者が負う。
- 9 施設及び備品を損傷しないよう細心の注意を払うこと。施設及び備品を損傷した場合は、必ず学校に報告すること。また、修繕等で発生する費用は使用者が負う。
- 10 学校及び教育委員会の職員の指示に従うこと。
- 11 学校行事や部活動等により、施設を使用する必要が生じた場合は、使用許可の取消又は使用日時の変更があることを承知すること。
- 12 申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
※施設利用管理者記載内容に変更があった場合 団体との連絡が取れずに利用に支障をきたすことがありますので、必ず届出をお願いします。
- 13 利用についての連絡等、email にて行うため 『 — @town.kanda.lg.jp』 を受け取り可能な状態にすること。

※ 上記の注意事項が守られない団体については、使用許可を取り消し、今後の使用を禁止する場合があります。